

インドネシア共和国西ジャワ州チレボン石炭火力発電所 Unit 2 プロジェクトに
対する異議申立に関する調査結果等報告書

2022年9月5日
株式会社 国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役
星野一昭／豊永晋輔

本報告書は、環境社会配慮確認のための国際協力銀行（以下「JBIC」という。）ガイドライン（以下「環境ガイドライン」という。）に基づく異議申立手続要綱（以下「要綱」という。）V. 5・第1項に基づき、JBICが融資するインドネシア共和国西ジャワ州チレボン石炭火力発電所 Unit 2 プロジェクト（以下「本件プロジェクト」という。）に係る環境社会配慮確認が、環境ガイドラインに沿って行われたかどうかについての調査結果及び当事者間の対話の進捗状況について報告するものである。

1. 受理した異議申立の概要

異議申立の概要は以下のとおりである。

(1) 国名：インドネシア共和国

(2) 所在都市名：西ジャワ州チレボン県

(3) プロジェクト名称及び概要：西ジャワ州チレボン石炭火力発電所案件 Unit 2。本件プロジェクトは、インドネシア共和国西ジャワ州チレボン県において出力1,000MWの石炭火力発電所を建設・所有・操業する事業（費用：約20億米ドル、インドネシア国立電力会社（PT Perusahaan Listrik Negara）との25年間の電力供給契約の締結日：2015年10月）。JBIC及びその他の民間金融機関が、当該事業の事業実施主体である PT. Cirebon Energi Prasarana (CEPR)（出資割合：丸紅株式会社35.00%、株式会社JERA10.00%、インドネシア Indika Energy 6.25%、同 IMECO 18.75%、韓国 ST International 20.00%、同 Korea Midland Power 10.00%）（以下「事業実施主体」という。）に対して、協調融資（融資額：約17億4千万米ドル、契約締結日：2017年4月）を行ったものである。なお、本プロジェクトは、チレボン石炭火力発電所 Unit 1 プロジェクト（以下「チレボン Unit 1 プロジェクト」という。）の拡張案件である。

(4) 申立人の主張する具体的被害：申立人の主張する具体的被害は、(ア) 小規模漁業者の生計及び収入機会の損失並びに(イ) 大気汚染及び健康被害の悪化の2点である。

(5) 指摘されている環境ガイドライン不遵守：以下の6点である。

(A) 環境ガイドライン第1部3. (環境社会配慮確認にかかる基本的考え方)

(3) (環境社会配慮確認に要する情報) 第4段落及び第2部1. (対象プロジェクトに求められる環境社会配慮) (5) (社会的合意及び社会影響) 第1段落

住民参加として、本件プロジェクトの全ての会合においては、選ばれた住民しか招待されておらず、反対派住民については、Desa Kanci Kulon の小規模漁業者数名が2回参加しただけであった。これらの会合に参加した漁業者は、いずれの機会にも本件プロジェクトに関して明白な反対及び拒絶を表明し、本件プロジェクトが住民の生計にもたらす悪影響について懸念を説明したが、その内容がAMDAL (環境影響評価制度) (以下「AMDAL」という。) やプロジェクト計画に反映されることはなく、また、AMDAL 及び環境許認可の策定プロセスに関連する情報公開について、(i)環境許認可の申請及びAMDAL 関連書類の評価開始日に関する情報の告知がなく、(ii)西ジャワ州政府によれば、2016年5月11日付環境許認可(その後新たな環境許認可が発行されたため、以下「旧環境許認可」という。)は同年7月24日に公開されたが、それはインターネット上でのみ行われ、プロジェクトサイトでの掲示はなかったため、多くの現地住民には、本件プロジェクトの初期から本件プロジェクトの意思決定プロセスに速やかに参加するための適切な機会が与えられず、JBIC は、住民参加及び情報公開が適切になされていないこと等を確認しなかった点で、環境ガイドライン第1部3. (環境社会配慮確認にかかる基本的考え方) (3) (環境社会配慮確認に要する情報) 第4段落及び第2部1. (対象プロジェクトに求められる環境社会配慮) (5) (社会的合意及び社会影響) 第1段落に違反する(以下「申立事由(A)」という。)

(B) 第1部3. (環境社会配慮にかかる基本的考え方) (4) (環境社会配慮の適切性を確認するための基準) ①及び第2部1. (対象プロジェクトに求められる環境社会配慮) (4) (法令、基準、計画等との整合) 第1段落

本件プロジェクトについて、申立人ら小規模漁業者は、2016年12月、西ジャワ州政府が発行した環境許認可の違法性(環境関連規制に対する法令違反)を争点として行政訴訟を提起したところ、2017年4月19日、Bandung 行政裁判所において下された判決では、本件プロジェクトは

Astanajapura 地区と Mundu 地区の両区域にまたがって建設がなされる予定であったところ、チレボン県空間計画（2011年～2031年）に係る2011年条例第17号が発電プラントの建設を Astanajapura 地区にしか認めていないことから、結論として同条例に本件プロジェクトが適合しないとし、同裁判所は、西ジャワ州政府に対して環境許認可を取消すことを命じた（後続する判決と区別するため、以下「第一判決」という。）。したがって、JBIC は、申立人が3回にわたり、空間計画に関連する違法性について JBIC 宛て書簡を発出したにもかかわらず、本件プロジェクトが法令に違反する可能性を確認することを怠り、また、JBIC は、第一判決の前日に本件プロジェクトの融資契約を締結し、Bandung 行政裁判所の判決を確認することを怠り、これら違法の可能性について慎重に確認するべきであるにもかかわらず、これを怠り、また、訴訟の内容を申立人及び申立人の支援者たる NGO 及び弁護士らに確認すべきであったにもかかわらず、これを怠ったものであり、環境ガイドライン第1部3.（環境社会配慮にかかるとの基本的考え方）（4）（環境社会配慮の適切性を確認するための基準）①及び第2部1.（4）（法令、基準、計画等との整合）第1段落に違反する（以下「申立事由（B）」という。）。

(C) 第1部3.（環境社会配慮にかかるとの基本的考え方）（4）（環境社会配慮の適切性を確認するための基準）③

本件プロジェクトに設置される予定の大気汚染抑制技術は、日本の石炭火力発電所で使用されている高効率で利用可能な最善の技術（best available technology（以下「BAT」という。））に劣ったものであり、JBIC は、現地住民の健康について、日本において日本企業が行うのと同様のレベルで考慮がなされているかどうかを確認し、日本企業がダブルスタンダードで大気汚染を輸出していないかを監視し、また、健康配慮の改善手段を確認するべきであるにもかかわらず、それを怠ったため、環境ガイドライン第1部3.（環境社会配慮にかかるとの基本的考え方）（4）（環境社会配慮の適切性を確認するための基準）③に違反する（以下「申立事由（C）」という。）。

(D) 第1部4.（環境社会配慮確認手続き）（3）（カテゴリ別の環境レビュー）

本件プロジェクトの遂行に必要な環境許認可について、2017年4月19日、Bandung 行政裁判所は、西ジャワ州政府に対して、当該環境許認可の取消しを命じたところ（第一判決）、同州政府は、既に同年4月21日に控

訴を行い、(本件異議申立の時点で)当該環境許認可は引き続き有効であるものの、控訴審及び上告審における判決において、Bandung 行政裁判所の判断及び当該環境許認可の無効が維持されるかどうかを確認する必要があるにもかかわらず、JBIC はこれを怠ったため、環境ガイドライン第1部4.(環境社会配慮確認手続き)(3)に違反する(以下「申立事由(D)」という。)

(E) 第1部5.(当行の環境社会配慮確認にかかる情報開示)(1)(基本的考え方)第2段落

申立人が、JBIC 宛て書簡を通じて、JBIC に対して、空間計画に関する違法性や、環境許認可が無効となる可能性などの問題について指摘したのであるから、JBIC は、指摘内容の詳細を把握するために、事業実施主体からのみでなく、申立人、申立人の支援者たる NGO 及び弁護士らと接触して、更なる意見を求めるべきであったにもかかわらず、それを怠り、また、JBIC は、融資契約締結を待って、Bandung 行政裁判所の判決を確認することを怠り、それらの結果として、複数のステークホルダーからバランスよく意見を得て結論を下すことを怠ったものであり、環境ガイドライン第1部5.(当行の環境社会配慮確認にかかる情報開示)(1)(基本的考え方)第2段落に違反する(以下「申立事由(E)」という。)

(F) 第2部1.(対象プロジェクトに求められる環境社会配慮)(7)(非自発的住民移転)第2段落及び第3段落

今日に至るまで、小規模漁業者のような地域住民の生活基準を改善又は少なくとも回復するための、十分かつ効率的な補償・生計回復措置は実施されておらず、また、申立人は、これまでに、本件プロジェクトに関連する具体的な生計回復計画を知らされておらず、さらに、もし本件プロジェクトの事業実施主体が、チレボン Unit 1 プロジェクトの事業実施主体のように企業の社会的責任に関連するプログラムを提供したとしても、マイクロ・ファイナンス・プログラムを想定すると、副業の創出には役立っても、限定的な教育しか受けていない小規模漁業者にとっては、その生計を回復するほど効果的なものではないため、環境ガイドライン第2部1.(対象プロジェクトに求められる環境社会配慮)(7)(非自発的住民移転)第2段落及び第3段落に違反する(以下「申立事由(F)」という。)

2. 予備調査の結果

要綱V. 2に定める予備調査の結果は、別紙1のとおりである。

なお、当審査役（前任者を含む。以下同じ。）は、予備調査の結果、本異議申立手続を開始する旨の判断を行ったが、異議申立事由のうち申立事由（D）については、当該環境ガイドライン上の項目と異議申立書における記述内容が十分に整合しないため、相当程度の合理性が認められず（要綱V. 3第1段落参照）、当該項目に係る異議申立は却下することとし、その他の項目を対象として、本調査を行うこととした。ただし、異申立事由（D）に関連する許認可の適法性に関する訴訟については、関連する箇所判断した。

3. 事実関係調査の結果・対話促進

（1）ガイドライン遵守・不遵守調査のためのJBIC投融資担当部署へのヒアリングの記録

①ヒアリングの日時：2017年8月9日、同年9月15日、同年10月27日、2022年6月23日、同年6月30日

②ヒアリングの内容：ガイドライン不遵守事項及び被害との因果関係に関する申立人らの主張とこれに対するJBICの主張の整理、本件プロジェクトに対してJBICとして実施した環境レビューの内容及び環境ガイドライン及び要綱の規定に関する確認並びに現地出張の際に収集した情報の聴取等
なお、JBICによる申立人等との面談および現地実査等については、別紙2のとおりである。

（2）ガイドライン遵守・不遵守に係る事実の調査結果

ア 具体的被害が生じているまたは将来具体的被害が発生する相当程度の蓋然性

（ア）小規模漁業者の生計および収入機会の損失

申立人は、本件プロジェクトが完成した場合、建設される栈橋によって漁場へのアクセスが制限を受けること、およびプロジェクトからの排水が海洋生態系を汚染し、漁業資源を劣化させることにより、漁獲高が減少し、生計および収入機会を喪失すると主張する。

この点、①事業者が2014年から2020年までの間に行ったプランクトンおよび底生生物のモニタリング結果について、第三者機関は、海水中には魚介

類にとって十分な栄養分が含まれていると評価していること、②本件プロジェクトサイト近傍の漁獲高に関する統計によれば、増減はあるものの、漁獲高はほぼ横ばいであること、③申立人は、チレボン Unit 1 プロジェクトの完成前後および今後見込まれる本件プロジェクトの完成前後の漁獲高について、感覚的に把握した漁獲高の減少を示すのみであること、④申立人は、プロジェクトの完成前の収入を具体的に示す資料を提出しないことからすれば、漁獲高の減少およびその相当程度の蓋然性、ならびに、収入機会の損失およびその相当程度の蓋然性が高いとは認められない。

(イ) 大気汚染および健康被害の悪化

申立人は、本件プロジェクトが完成すると、石炭火力発電の過程で排出される fly ash などの有害な大気汚染物質によって、住民に健康被害が発生するなどと主張する。

申立人は、そのように主張する根拠として、環境影響評価の結果 (ANDAL) において、Kanci Kulon 村において咳や喉の痛みが多いことなどをあげる。確かに ANDAL には、そのような記載がある (2-127 頁から 2-128 頁まで)。しかしながら、第三者機関のレポートによれば、咳等の症状は 2003 年当時から、継続して、相当程度発生していたものであり、また、咳等の症状は、主として、環境条件や健康に関する個人の行動パターンによって大きく異なるとされているから、本件プロジェクトの完成により、咳等の症状が発生する相当程度の蓋然性があるとは認められない。

また、申立人は、主張の根拠として、申立人の居住場所の近傍に所在していた fly ash の写真を提示する。しかしながら、当該写真には、指先に付着した埃のような灰色がかかったものが写っているにすぎず、申立人はそれがどのような物質であるのかに関する資料を提出しない。また、第三者機関のレポートによれば、本件プロジェクトサイトの周辺における埃などの中に、石炭由来の fly ash は存在しないとされている。

さらに、申立人は、大気汚染による具体的被害として、申立人のうちの 1 名の孫が気管支肺炎に罹患しているとの医師の所見を記載したと称する書面を提出する。しかしながら、これが実際に医師により作成された書面であるとしても、気管支肺炎の原因に関する記載、特に、この孫 (生後 2 か月の乳児) の気管支肺炎がチレボン Unit 1 の排出ガスによりどのような機序で発症するのかの記載を

欠いており、このような書面のみでは、具体的な健康被害が発生しているとは認められない。

したがって、健康被害の発生およびその相当程度の蓋然性が高いとは認められない。

イ 環境ガイドラインの遵守・不遵守に係る事実について

(ア) 申立事由 (A) について

(i) コンサルテーションの参加手続きについて

申立人は、JBIC が事業実施主体等によるコンサルテーションなどの住民参加手続きが適切に行われていないことを見過ごした旨主張する。

この点、JBIC は、事業実施主体等によるパブリックコンサルテーションの開催にあたって、インドネシア共和国環境大臣規則第 17 号 (2012 年) (以下「大臣規則」という。) に従って、開催の 10 日以上前に、地域の新聞で開催通知が掲載されたことなど、コンサルテーション会合の手続きが適切に行われたことを確認したものと認められる。

(ii) 情報公開について

また、情報公開の方法について、大臣規則により、環境許認可は申請時において、テレビ、インターネットまたは掲示板等で公開し、また、その発行時に新聞などのマスメディアまたはインターネットで公開するとされているところ、本件プロジェクトでは、申請時において新聞等により、発行時には、インターネットで公開が行われたと認められる。

したがって、申立事由 (A) については、環境ガイドラインに違反するものとは認められない。

(イ) 申立事由 (B) について

第 1 部 3. (4) 第 1 段落は、「(JBIC は) 相手国及び当該地方の政府等が定めた環境に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認し、また、環境に関する政策や計画にそったものであるかどうかを確認する。」と規定し、また、環境ガイドライン第 2 部 1. (4) 第 1 段落第 2 文は、「プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府 (国政府および地方政府を含む) が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政

府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。」と規定する。そして、申立人は、事業実施主体の取得した本件プロジェクトの基礎となる環境許認可が現地裁判所によって違法であるとされたため、JBIC の融資は、環境に関する現地の法令や計画を遵守していないものであると主張する。

この点に関する事実関係は以下のとおりである。すなわち、本件プロジェクトの環境許認可の適法性が争われた事案において、2017年4月19日、Bandung 行政裁判所は、本件プロジェクト実施の基礎となるチレボン県空間計画（2011年～2031年）は、Astanajapura 地区でのみ発電所の開発を認めているにもかかわらず、本件プロジェクトが、Astanajapura 地区に加えて、隣接する Mundu 地区をも開発予定地としており、旧環境許認可は不適法であると判断した（第一判決。なお、その後、西ジャワ州政府の控訴取り下げ（2017年8月1日）によってこの判断は確定した。）。そして、2017年7月17日、西ジャワ州政府は、旧環境許認可を取り消すとともに、新たな環境許認可（以下「新環境許認可」という。）を発行した。

これに対して、本件の申立人や NGO は、新環境許認可の適法性を争って提訴したところ、2018年5月2日、Bandung 行政裁判所は、新環境許認可の発行は、旧環境許認可に関する第一判決の判断に基づいて行われたものであり、インドネシア共和国の法令に従って、裁判所は判断権限を有しないとの判決を言い渡し（以下「第二判決」という。）、その後、控訴審判決、上告審判決、最高裁判所による Judicial Review、最高裁判所による Civil Review もこの第二判決を支持した。

このような事実関係に照らして、JBIC が現地の環境に関する法令や計画等を遵守したかについて判断すると、①旧環境許認可の法的効力は新環境許認可の発行まで続いており、環境許認可に関する有効性は継続していたこと、②西ジャワ州政府は、2017年7月17日に新環境許認可を発行したこと、③新環境許認可の適法性に関する第一審判決（第二判決）は、新環境許認可の発行は、旧環境許認可を取り消すとともに、第一判決に基づいて発行されたものであることを理由としていることからすれば、JBIC の融資がインドネシア共和国の環境に関する法令や計画等に違反するものとは認められない。

また、これに関連して、JBIC と事業実施主体は、2017年4月19日に旧環境許認可を違法とする第一審判決が言い渡された前日の4月18日に融資契約

を締結した事実が認められるところ、申立人は、このようなJBICの行為について、ことさらに融資契約の締結を早めたものであると主張する。

この点、関係資料によれば、JBICによる事業実施主体に対する貸付実行は、融資契約の締結の直後ではなく、新環境許認可の発行を待って行われたこと、インドネシア共和国の裁判所は必ずしも事前に判決の言渡期日を指定するものではないことに照らすと、上記の結論を左右しない。

したがって、申立事由（B）については、環境ガイドラインに違反するものとは認められない。

（ウ）申立事由（C）について

申立人は、本件プロジェクトが採用しようとする大気汚染抑制技術はBATではなく、日本における石炭火力発電所のグッドプラクティスを参照しておらず、「適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準またはグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、相手国（地方政府を含む）及び借入人等との対話を行い、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する。」との規定（環境ガイドライン第1部3.（4）③）に違反すると主張する。

この点について、当審査役は、JBICが、本件プロジェクトの大気汚染物質排出濃度（計画値）がインドネシア共和国の現地基準および国際金融公社(IFC)のEHSガイドラインで示される値を十分に下回っていることを理由に「適切と認める場合」に該当しないと判断したことを確認した。

そこで、JBICの上記判断について検討すると、一般に、環境規制基準は、それを超えれば健康被害発生するような閾値ではなく、また、万国共通の絶対的な基準が存在するものではなく、社会的条件や地理的条件によって差異が生じるのは明らかである。そうだとすれば、大気汚染物質の排出について、日本の発電所の規制基準と本件プロジェクトの規制基準に差異が生じるとしても、インドネシア共和国への主権尊重に基づく礼讓の観点も併せ考慮すると（しかも、かえって、本件プロジェクトに先行するチレボンUnit 1プロジェクトでは、従来よりも高度な技術により、徐々に有害物質を減少させており、管轄する環境森林局からも高く評価されている。）、JBICの上記判断に問題があるとは言えない。

したがって、申立事由 (C) については、環境ガイドライン違反は認められない。

(エ) 申立事由 (E) について

申立人は、本件プロジェクトの環境レビューを含む融資決定に至る意思決定過程において、空間計画の違法性、さらには、旧環境許認可が取り消される可能性について認識していたにもかかわらず、申立人や NGO に意見を求めなかった点で、「当行は、必要に応じ、関係機関、ステークホルダーの意見を求めることがある」との環境ガイドラインの規定（第1部5.(1)第2段落）に違反していると主張する。

この点、当審査役は、JBIC が、本件プロジェクトの着工前の環境レビューにおいて、本件プロジェクトの基礎となる空間計画と、本件プロジェクトの内容に齟齬がある可能性を認識していたものの、インドネシア共和国において空間計画を所管する国家空間計画委員会が、2016年3月1日付けレターにより、空間計画の変更手続きと並行して環境影響評価手続きに着手することを許容する意思を明確に示しており、また、2016年5月11日、事業実施主体が環境許認可を取得したことから、相手国および当該地方の政府等が定めた環境に関する法令や基準等を踏まえた許認可取得がなされていることを踏まえて、関係機関、ステークホルダーの意見を求める必要はないと判断したことを確認した。

JBIC の上記判断について検討すると、2017年4月19日の Bandung 行政裁判所の判決（第一判決）が旧環境許認可を違法とした点は、同判決に基づく新環境許認可の発行により治癒されたと評価されること（第二判決参照）に加え、上記のとおり、事業実施主体および JBIC は、権限をもつ国家機関が明示した意思に従ったものであり、JBIC として合理的にとりうる手段はすべて講じていたものであるから、インドネシア共和国の主権尊重に基づく礼讓の観点も併せ考慮すると、JBIC の上記判断に問題があるとは言えない。

したがって、申立事由 (E) については、環境ガイドラインに違反するものとは認められない。

(オ) 申立事由 (F) について

環境ガイドラインは、「非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、プロジェクト実施主体者等により、十分な補償及び支援が適切な

時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき事前に行われなければならない。プロジェクト実施主体等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。」と規定するところ（第2部1.（7）第2段落）、申立人は、事業実施主体が提供する補償に関する CSR プログラムは、十分ではなく、かつ、実効的でもないと主張する。

この点、事業実施主体は、地域の漁業者に対して漁礁の設置や漁網の提供を実施していることに加え、マングローブの保護・保全活動、マイクロファイナンス、職業訓練、生命保険・傷害保険の付保、無料の健康診断など、多種多様な CSR プログラムを住民に対して実施していることが認められた。そして、そのような CSR プログラムは、国際金融公社(IFC)の定める Performance Standard 5 (Land Acquisition and Involuntary Resettlement) パラグラフ 28. に適合するものと認められる。また、JBIC による住民へのヒアリングや当審査役の現地実査によれば、事業実施主体による CSR プログラムは、地域社会に貢献し、地域社会にとって重要な活動となっていると認められ、第三者機関が行った CSR プログラムの検証調査でも、高い評価が与えられている。

したがって、申立事由 (F) については、環境ガイドラインに違反するものとは認められない。

なお、当審査役は、事業実施主体が提供する CSR プログラムを受領していない住民が存在することを確認したものの、CSR プログラムの受領は、対象となる住民の義務ではない以上、申立人を含め、CSR プログラムの対象者の一部が受領しなかったとしても、上記の結論を左右しない。

(カ) その他

その他、申立人は当審査役に宛てた書簡や当審査役との面談等において、複数の問題を提起するから、主要な点について以下判断する。

事業実施主体が政府関係者に対して、賄賂を提供していたという点は、真偽不明であるうえ、環境ガイドラインに基づく本件異議申立との関連性を見出せない。

また、すでに本件プロジェクトの工事の進捗に伴い本件プロジェクトサイト付近で操業していた漁業者が本件プロジェクトサイトの東側の川の河口付近に移動しつつあるため、本件プロジェクトが完成した場合、同河口付近の漁獲量が

減少する見込みであるという点については、そのような具体的被害の発生または相当程度の蓋然性を認めることができない。

さらに、本件プロジェクトのサイト内の汚水処理の不全により塩素臭がすること、汚水を海水に放出して海水が泡立つなど海を汚染していることについては、海水の汚染状況に関する統計データや、当審査役の現地実査によれば、そのような事実を認定することはできなかった。

ウ 環境ガイドライン遵守・不遵守に係る事実と具体的被害の因果関係

上記のとおり、申立人が主張する具体的被害が生じ、または将来具体的被害が発生する相当程度の蓋然性は認められず、かつ、JBICによる環境ガイドラインの不遵守は認められないから、環境ガイドライン遵守・不遵守に係る事実と具体的被害の因果関係も認められない。

エ 最終結果

以上のとおり、調査の結果、申立人らが主張する具体的被害が生じているまたは将来発生する相当程度の蓋然性は認められなかった。また、JBICによる環境ガイドラインの違反は認められなかった。さらに、具体的被害と申立人らが主張するJBICの環境ガイドライン違反との間の因果関係も認められなかった。

(3) 対話の促進に関する当事者の合意状況および当事者間で行われた対話の記録

ア 対話促進の日時：2016年4月13日

イ 対話の内容：CSRプログラムの内容の説明等

(4) 当事者間の対話の結果

合意は成立しなかった。

(5) 更なる斡旋の必要性

申立人は、事業実施主体との間で追加の対話を行うことを明確に拒絶するため、更なる斡旋の必要性はない。

4. 環境ガイドライン担当審査役の判断の根拠となった資料のリスト

(1) 申立人からの書簡

申立人らが当審査役に送付した書簡は以下のとおりである。

日付	送付者	レター標題
2016年 4月	申立人	Concerns and Request regarding the Cirebon Coal-fired Power Plant Project in West Java, Indonesia (インドネシア・西ジャワ州におけるチレボン石炭火力発電事業に関する懸念と要請)
2016年 7月28日	国際環境 NGO FoE Japan (FoEJ) 「環境・持続社会」 研究センター (JACSES) 気候ネットワーク	インドネシア・ジャワ島における大型石炭火力発電事業2案件に関する既存の問題解決と拡張計画へのNEXI付保決定を拒否するよう求める要請書
2016年 9月28日	申立人	Updated Concerns and Request regarding the Cirebon Coal-fired Power Plant Project in West Java, Indonesia
2017年 1月24日	FoEJ、JACSES、気候 ネットワーク、 350.org Japan	インドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業に関する既存の問題解決と拡張計画への公的融資拒否を求める要請書
2017年 3月23日	WALHI、FoEJ、 JACSES、気候ネット ワーク、 350.org Japan、他、 計280団体	Re: Japanese Government must Reject Financing the Cirebon and Indramayu Coal-fired Power Plants, West Java, Indonesia (件名: 日本政府はインドネシア・西ジャワ州チレボンおよびインドラマユ石炭火力発電所への融資を拒否すべき)
2017年 5月21日	申立人	Objection Regarding the Cirebon Coal-fired Power Plant Project - Unit 2 in West Java, Indonesia (インドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業 拡張計画 JBIC 異議申立制度に基づく住民の申立書概要)
2017年 8月31日	FoEJ、JACSES、気候 ネットワーク	インドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業 拡張計画に対する融資契約の破棄と新たな

		な環境許認可の有効性に関する徹底的な精査を求める要請書
2017年 9月2日	申立人	Reconfirmation of Our Desiring Investigation and Resolution in the Objection Paper regarding the Cirebon Coal-fired Power Plant Project – Unit 2 in West Java, Indonesia
2017年 9月20日	申立人	Complaint about JBIC’s Continuous Neglect Our Voices regarding the Cirebon Coal-fired Power Plant Project – Unit 1 and Unit 2 in West Java, Indonesia
2017年 9月20日	申立人	Answers to the Further Information Required regarding the Objection Paper on the Cirebon Coal-fired Power Plant Project - Unit2 in West Java, Indonesia
2017年 9月29日	FoEJ	インドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業 拡張計画に対する貸付実行前のJBICによる徹底審査と住民・市民社会との双方向の対話を求める要請書
2017年 10月17日	申立人	Opinion to the Results of Examination regarding the Objection Paper on the Cirebon Coal-fired Power Plant Project -Unit 2 in West Java, Indonesia
2017年 10月19日	申立人	Request the Thorough Investigation on Our Concerns regarding the Cirebon Coal-Fired Power Plant Project - Unit 1 and 2 in West Java, Indonesia
2017年 10月26日	申立人	Clarification of Our Opinion about the CSR and the Meeting with CEP/CEPR regarding the Cirebon Coal-fired Power Plant Project – Unit 1 and Unit 2 in West Java, Indonesia
2017年 11月16日	WALHI	WALHI's objections to the disbursement of Coal-based Power Plant Cirebon 2 Project

2018年 5月18日	WALHI、FoEJ、 JACSES、気候ネット ワーク、350.org Japan、他計171団体	Re: Japanese Government Must Stop Financing the Cirebon and Indramayu Coal-fired Power Plants, West Java, Indonesia
2018年 10月15 日	申立人	Opinions and Request on the Projects in Cirebon, Indonesia, after Your New Policy of Coal-Fired Power Generation Business
2018年 11月5日	申立人	Opinion about the Meeting with Your Bank regarding the Cirebon Coal-fired Power Plant Project – Unit 1 and Unit 2 in West Java, Indonesia
2019年 3月15日	Dadan Ramdan (Director of WALHI West Java) 申立人	Re: Ongoing Serious Impact on the Community and Our Continuous Demand to Stop the Cirebon Coal-fired Power Plant Project – Unit 1 and Unit 2 in West Java, Indonesia
2019年 7月26日	Adam McGibbon (Global Witness)	(標題なし)
2019年 8月5日	FoEJ、JACSES、気候 ネットワーク	インドネシア・チレボン石炭火力発電事業拡張 計画 関係者の不正行為に関するJBICによる説 明責任と貸付実行停止を求める要請書
2019年 9月18日	申立人 Meiki W. Paendong (Director of WALHI West Java)	インドネシア西ジャワ州チレボン石炭火力発電 事業（1号機および2号機） 継続的な反対と早 急なダイベストメントに係る丸紅への強い要請 について
2019年 10月11 日	FoEJ、JACSES、気候 ネットワーク	インドネシア・チレボン石炭火力発電事業 拡張 計画 貸付実行の一時停止と贈収賄疑惑に係る 徹底調査・説明責任を求める要請書
2019年 11月18 日	FoEJ、JACSES、気候 ネットワーク	インドネシア・チレボン石炭火力発電事業 拡張 計画貸付実行の速やかな一時停止を求める緊急 要請書
2020年 1月7日	申立人	Request the Immediate Stop of JBIC's Loan Disbursement and Opinion about the Meeting with JBIC regarding the Cirebon Coal-fired Power Plant Project in West Java, Indonesia

2022年 5月24日	申立人	Reaffirmation of Our Position regarding the Cirebon Coal-fired Power Plant Project – Unit 2 in West Java, Indonesia
----------------	-----	---

(2) その他

- Letter from Deputy of Accelerated Development of Infrastructure and Region titled “Spatial Recommen[da]tion for the Constructions of PLTU CirebonExpansion and 500kV Transmission Line in Cirebon Regency” (March 1, 2016) (English translation)
- ANALISIS DAMPAK LINGKUNGAN HIDUP (ANDAL) RENCANA PEMBANGUNAN DAN OPERASI PEMBANGKIT LISTRIK TENAGA UAP (PLTU) CIREBON KAPASITAS 1 X 1.000 MW KABUPATEN CIREBON JAWA BARAT (April 2016)
- ADENDUM ANDAL DAN RKL-RPL KEGIATAN PEMBANGUNAN DAN OPERASIONAL PLTU KAPASITAS 1 X 1.000 MW CIREBON KECAMATAN ASTANAJAPURA DAN KECAMATAN MUNDU DAERAH KABUPATEN CIREBON OLEH PT CIREBON ENERGI PRASARANA JULI, 2017 PT CIREBON ENERGI PRASARANA WISMA PONDOK (July 2017)
- Bandung 行政裁判所判決（2017年4月19日）（英訳版）
- Letter from Minister of Law and Human Rights Directorate General of Public Law Administration (July 3, 2017) (English translation)
- Letter from Minister of Agrarian Affairs and Spatial Planning / Head of the National Land Agency (May 29, 2017)
- Letter entitled “Spatial Recommendation for the Constructions of PLTU Cirebon Expansion and 500kV Transmission Line in Cirebon Regency (March 2017) (Unofficial English Translation)
- Legal Opinion entitled “Legality of New Environmental Permit Issued for Cirebon Power Plant (CPP) 1 x 1.000 MW (October 6, 2017)
- Extract of Makarim opinion (Environmental License) (August 21, 2017)
- E-MAIL TRANSMISSION FORM from Makarim RE: Memo Case No. 124/G/LH2016/PTUN-BDG (June 12, 2017)

- JBIC Environmental and Social Consideration Questionnaire for Cirebon Expansion Project, West Java, Indonesia (April 18, 2016)
- Minutes and attendance list of Public Consultations sessions (May 12, 2015) Desa Kanci, Kecamatan Astanajapura, Kabupaten Cirebon
- Opinion to the Results of Examination regarding the Objection Paper on the Cirebon Coal-fired Power Plant Project – Unit 2 in West Java, Indonesia (October 17, 2017) (English translation)
- Further Information Required with respect to Cirebon Coal-fired Power Plant Project: Unit 2 in West Java, Indonesia (Acceptance No.1701) (September 15, 2017)
- Answers to the Further Information Required regarding the Objection Paper on the Cirebon Coal-fired Power Plant Project – Unit 2 in West Java, Indonesia (September 20, 2017)
- ”Re: RAPEL Answer letter on JBIC Examiner Inquiry” (October 6, 2017 (電子メールによる申立人への追加質問))
- ”Re(2): RAPEL Answer letter on JBIC Examiner Inquiry” (October 15, 2017 (電子メールによる申立人からの追加回答))
- REPORT TO RESPOND ON RAPEL (NGO) CONCERNS FOR THE OPERATION OF CIREBON POWER PLANT – UNIT 1 AND UNIT 2
- Updated Concerns and Request regarding the Cirebon Coal-fired Power Plant Project in West Java, Indonesia (September 28, 2016)
- 当審査役（前任者によるもの）の事業実施主体への質問に対する回答書 2 通
- DAFTAR HADIR Focus Group Discussion (FGD) (January 28, 2016)
- TANDA TERIMA PENYERAHAN JARING BANDENG DAN KEDUKANG (17-Jul-17)
- 当審査役の JBIC 投融資担当部署への質問に対する回答書
- インドネシア共和国／チレボン拡張石炭火力発電プロジェクト環境社会配慮確認に係る現地出張報告（2017年10月27日）
- 業務連絡メモ（2017年8月8日）
- チレボン拡張案件に係る AMDAL 手続きと空間計画との関係性に関するメモ（2017年8月）

- ・ 環境許認可に係る行政訴訟の第一審判決文概要
- ・ 環境許認可に係る訴訟（第1審）における原告・被告主張および判決内容
- ・ 業務連絡メモ（2017年7月26日）
- ・ インドネシア共和国／チレボン石炭火力発電拡張プロジェクト環境審査所見（2017年3月）
- ・ インドネシア共和国西ジャワ州チレボン石炭火力発電所 Unit 1 プロジェクトに対する異議申立に関する調査結果等報告書（2017年3月21日）
- ・ 事業実施主体による当審査役の質問に対する回答書（追加回答分を含む。）（2022年8月19日）
- ・ Dr. Eko による当審査役の質問に対する回答書（2022年7月21日）
- ・ 事業実施主体のリーガルカウンセルによる当審査役の質問に対する回答書（2022年8月25日）
- ・ 申立人が当審査役とのリモート面談で提示した資料（2022年7月）
- ・ Dr. Eko による報告書 “Respond on Rapel (NGO) concerns for the operation of Cirebon Power Plant Unit1 and Unit2 in 2020”（2020年）
- ・ Bandung 国家行政裁判所による判決（2017年4月19日）（英訳版）
- ・ Bandung 国家行政裁判所による判決（2018年5月2日）（英訳版）
- ・ Jakarta 高等国家裁判所による判決（2018年4月1日）（英訳版）
- ・ インドネシア共和国最高裁判所による判決（2018年11月29日）（英訳版）
- ・ インドネシア共和国最高裁判所による判決（2019年10月21日）（英訳版）
- ・ インドネシア共和国最高裁判所による判決（2019年12月4日）（英訳版）
- ・ インドネシア共和国西ジャワ州環境森林局との面談記録（2022年7月2日）

別紙 1：予備調査の結果

検 討 結 果

1. 申立書の形式要件

全ての項目につき日本語、英語または申立人所在国公用語で記載あり。	○
記載が十分でない項目あり。 (記載が十分でない項目名：)	

2. 手続開始要件

(1) 申立人の要件

異議申立はプロジェクト所在国の2人以上の住民によりなされている。	○
異議申立が上記要件を満たさない。	
本人により異議申立が行われていることが確認できない。	

(2) 対象プロジェクト

申立書から対象プロジェクトを特定した結果、当行の投融資案件であることが確認されている。	○
申立書から対象プロジェクトを特定した結果、当行の投融資案件でないことが確認されている。	
申立書から対象プロジェクトを特定できない。	

(3) 期間

融資契約調印後、貸出が終了するまでの期間に異議申立がなされている。	○
異議申立受付期間以前に異議申立がなされており、投融資担当部署に移送することが適当。	
貸出終了後に異議申立がなされており、当行のモニタリングに関するガイドライン不遵守が指摘されている。	
貸出終了後に異議申立がなされているが、当行のモニタリングに関するガイドライン不遵守の指摘がない。	

(4) 申立人に対して生じた具体的被害または将来重大な被害が発生することの相当程度の蓋然性

申立人に対する直接的で重大な被害または将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性について記載あり。	○
--	---

申立人に対する直接的で重大な被害または将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性についての記載がない。	
--	--

(5) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実

不遵守の条項および事実について相当程度合理性が認められる記載がなされている。	○ ※
不遵守の条項および事実についての記載に相当程度の合理性が認められない。	

※備考：異議申立書（受理番号 1701） 7～12 ページに記載された6つの項目のうち以下の1項目は、ガイドライン不遵守の条項・事実の内容には該当しないため、本手続の対象外。

【対象外の規定】

- ・ 10～11 ページ：(カテゴリ別の環境レビュー)

(6) ガイドライン不遵守と具体的被害の因果関係

因果関係に関する記述は相当程度合理的である。	○
因果関係に関する記述につき相当程度の合理性が認められない。	

(7) プロジェクト実施主体との協議の事実

申立人はプロジェクト実施主体に対話に向けた努力を行っている。	○ ※
申立人にはプロジェクト実施主体との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある。	
申立人はプロジェクト実施主体に十分な対話の呼びかけを行っていないため、まず、申立人は対話の呼びかけを行うべきである。	

※備考：異議申立人の代理人が事業実施主体との対話を行った。

(8) 当行との協議の事実

申立人は当行投融資担当部署と協議を行っている。	○ ※
申立人は当行投融資担当部署に十分な対話の呼びかけを行っていないため、まず、申立人は協議の申入れを行うべきである。	

※備考：異議申立人の代理人が当行との連絡を行った。

(9) 濫用の防止

濫用目的で異議が申し立てられているという懸念はない。	○
----------------------------	---

濫用目的で異議申立が行われている懸念があり、手続開始は適当でない。	
申立書に重大な虚偽記載が認められる。	

(濫用目的と思われる根拠・虚偽記載事項を記述：)

以 上

別紙 2 : JBIC による申立人等との面談および現地実査等

年月日	実査／面談等	実施内容
2016年5月11~13日	チレボン1 および 2 現地実査	事業者面談、西ジャワ州環境当局面談、近隣コミュニティ訪問、チレボン1 稼働状況、チレボン2 プロジェクトサイト予定地の踏査等
2016年5月23日	NGO との面談	FOE Japan、FOE インドネシア（FOE Japan はチレボン2 異議申立人代理人）と質疑応答
2016年9月30日	NGO との面談	FOE Japan（チレボン2 異議申立人代理人） 他本邦 NGO と質疑応答
2017年3月8~9日	（チレボン1 現地 実査）	当審査役による事業者面談、チレボン1 サイトの実査、CSR 活動拠点の訪問等
2017年5月24日	申立人および NGO 等との面談	申立人、FOE Japan（チレボン2 異議申立人代理人）他現地 NGO、国会議員等との質疑応答
2017年5月25日	申立人および NGO 等との面談	申立人、FOE Japan（チレボン2 異議申立人代理人）他現地 NGO 等との質疑応答
2017年7月26日	申立人および NGO 等との面談	申立人、FOE Japan（チレボン2 異議申立人代理人）他現地 NGO との質疑応答
2017年8月9日	NGO との面談	FOE Japan（チレボン2 異議申立人代理人） 他本邦 NGO との質疑応答
2017年9月18~20日	チレボン2 現地実 査	事業者面談、現地当局面談、現地住民との面談、チレボン1 稼働状況、チレボン2 プロジェクトサイト予定地の実査等
2017年10月5日	NGO との面談	FOE Japan（チレボン2 異議申立人代理人） 他本邦 NGO との質疑応答（財務省同席）
2017年10月 19~20日	チレボン2 現地実 査	申立人を含む現地住民および NGO 等との面談、チレボン1 稼働状況、チレボン2 プロジェクトサイト予定地の実査等
2017年11月17日	NGO との面談	FOE Japan（チレボン2 異議申立人代理人） 他本邦 NGO との質疑応答（財務省同席）
2017年12月8日	NGO との面談	FOE Japan（チレボン2 異議申立人代理人） 他現地 NGO との質疑応答

2017年12月 13~15日	チレボン2現地実 査	申立人を含む現地住民との面談、現地当局面 談、CSR活動拠点の訪問、チレボン1稼働状 況、チレボン2プロジェクトサイト予定地の 実査等
2018年3月29日	NGOとの面談	FOE Japan (チレボン2異議申立人代理人) 他本邦NGOとの質疑応答
2018年5月18日	NGOとの面談	FOE Japan (チレボン2異議申立人代理人) 他現地NGOとの質疑応答
2018年11月20日	NGOとの面談	FOE Japan (チレボン2異議申立人代理人) 他本邦NGOとの質疑応答
2018年11月 28~29日	チレボン2現地実 査	現地住民との面談、CSR活動拠点の訪問、チ レボン1稼働状況、チレボン2プロジェクト サイト予定地の実査等
2019年3月20日	NGOとの面談	FOE Japan (チレボン2異議申立人代理人) 他本邦NGOとの質疑応答
2019年5月22日	NGO等との面談	FOE Japan (チレボン2異議申立人代理人) 他本邦NGO、国会議員秘書との質疑応答 (財務省同席)
2019年6月11日	NGOとの面談	FOE Japan (チレボン2異議申立人代理人) 他本邦NGOとの質疑応答
2019年11月1日	NGOとの面談	FOE Japan (チレボン2異議申立人代理人) 他本邦NGOとの質疑応答
2019年11月 25~27日	チレボン2現地実 査	現地住民との面談、CSR活動拠点の訪問、チ レボン1稼働状況、チレボン2プロジェクト サイト予定地の実査等
2020年3月3日	NGOとの面談	FOE Japan (チレボン2異議申立人代理人) 他本邦NGOとの質疑応答
2021年2月3日	チレボン2オンラ イン実査	チレボン1稼働状況、チレボン2プロジェク トサイト予定地の実査等
2022年2月24日	チレボン2オンラ イン実査	チレボン1稼働状況、チレボン2プロジェク トサイト予定地の実査等